

## (参考)

### ○厚生労働省告示第四百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十

三条第二項の規定に基づき、健康保険法第六十三  
条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療  
養（平成六年厚生省告示第二百三十六号）の一部  
を次のように改正し、平成十七年十月一日から適  
用する。

平成十七年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第十五号の次に次の一号を加える。

十六 健康保険法の規定による療養に要する費用  
の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四  
号）に規定する回数を超えて受けた診療であつ  
て別に厚生労働大臣が定めるもの

○厚生労働省告示第四百四十五号  
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三  
十二年厚生省令第十五号）第五条の四第一項及び  
老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療  
養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当  
に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）  
第五条の四第一項の規定に基づき、療養規則及び  
薬担規則並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が  
定める掲示事項等（平成十四年厚生労働省告示第  
九十九号）の一部を次のように改正し、平成十七  
年十月一日から適用する。

平成十七年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第三に次のように加える。

十三 医科点数表及び歯科点数表並びに老人医

科点数表及び老人歯科点数表に規定する回  
数を超えて受けた診療であつて別に厚生労  
働大臣が定めるものに関する基準

(一) 医科点数表及び歯科点数表並びに老人医  
科点数表及び老人歯科点数表において回数  
が定められている診療であつて別に厚生労  
働大臣が定めるものであること。

(二) 当該診療は、患者への情報提供を前提と  
(平成六年厚生省告示第二百五十一号)の一部を  
次のように改正し、平成十七年十月一日から適用  
する。

平成十七年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第十四号の次に次の一号を加える。

十五 老人保健法の規定による医療に要する費用  
の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示  
第七十二号）に規定する回数を超えて受けた診  
療であつて別に厚生労働大臣が定めるもの

(三) 患者への情報提供に資するため、特別の  
料金等の内容を定め、又は変更しようとする  
場合は、地方社会保険事務局長に報告す  
るものとする。

○厚生労働省告示第四百四十六号

健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成六年厚生省告示第二百三十六号）第十六号及び老人保健法第十七条（平成六年厚生省告示第二百五十一号）第十五号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療

- 第一 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第二章第三部及び別表第二「歯科診療報酬点数表」（以下「歯科点数表」という。）第二章第三部並びに老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）別表第一老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科点数表」といいう。）第二章第三部及び別表第二老人歯科診療報酬点数表（以下「老人歯科点数表」という。）第二章に規定する検査のうち、医科点数表区分D 009の1に規定するα-フェトプロテイン（AFP）並びにD 009の4に規定する癌胎児性抗原（CEA）精密測定及びα-フェトプロテイン（AFP）精密測定（いずれも老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）
- 第二 医科点数表第二章第七部及び歯科点数表第二章第七部及び老人歯科点数表第二章第七部及び老人歯科点数表第二章に規定するリハビリテーションであつて次に掲げるもの
- 一 医科点数表区分H 001に規定する理学療法(I)、理学療法(IV)及び理学療法(IV)（いずれも個別療法に限る。）
- 二 医科点数表区分H 002に規定する作業療法(I)及び作業療法(II)（いずれも個別療法に限る。）
- 三 医科点数表区分H 003に規定する言語聴覚療法(I)及び言語聴覚療法(II)（いずれも個別療法に限り、老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）
- 四 歯科点数表区分H 000に規定する言語聴覚療法(I)及び言語聴覚療法(II)（いずれも個別療法に限り、老人歯科点数表において、歯科点数表の例により算定する場合を含む。）
- 五 老人医科点数表1に規定する老人理学療法(I)、老人理学療法(II)、老人理学療法(IV)及び老人理学療法(IV)（いずれも個別療法に限る。）
- 六 老人医科点数表2に規定する老人作業療法(I)及び老人作業療法(II)（いずれも個別療法に限る。）

第三 医科点数表第二章第八部及び老人医科点数表第二章第八部に規定する精神科専門療法であつて次に掲げるもの

一 医科点数表区分I 009に規定する精神科デイ・ケア（老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）

二 医科点数表区分I 010に規定する精神科ナイト・ケア（老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）

三 医科点数表区分I 010-1に規定する精神科ナイト・ナイト・ケア（老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）